

身体障害者等の方に対する自動車税等の減免について

岡山県

岡山県では、身体障害者等の方が使用する自動車について、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税環境性能割を減免することとしています。

1. 減免の要件

(1) 減免の対象となる自動車

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自家用自動車（営業用は対象外）で、次の条件を満たすもの

区分		所有(取得)者※1	運転者	使用目的
身体 障害者	18歳 以上	原則として本人 (※2)	本人	問わない
	18歳 未満	本人又は 生計を一にする者	生計を一にする者	専ら障害者の通学(園)、通院、通所、通勤、 帰省帰寮又は生業のために使用すること (※3) (※4)
知的障害者 精神障害者		本人又は 生計を一にする者	本人	問わない
			生計を一にする者	専ら障害者の通学(園)、通院、通所、通勤、 帰省帰寮又は生業のために使用すること (※3) (※4)

※1 所有権留保売買による自動車の場合は、自動車検査証の使用者となります。

※2 身体障害者の方が18歳未満のときから減免を受けていた自動車（生計を一にする者が所有するもの）での減免継続の場合、生計を一にする者も該当します。

※3 定期的に週1日以上又は月4日以上、今後6か月以上継続して、いずれかの用途で障害者の方の送迎に使用することをいいます。

※4 介護保険サービスへの通所、入院中・老人福祉施設入所中の場合は対象となりません。

(2) 減免の対象となる障害の範囲

① 身体障害者

障害の区分	障害の程度（級別）	
	本人運転の場合	生計同一者運転の場合
視覚障害	1級～3級・4級の1	同左
聴覚障害	2級・3級	同左
平衡機能障害	3級	同左
音声機能障害	3級（気管を開口している者に限る）	同左
上肢機能障害	1級・2級	同左
下肢機能障害	1級～6級	1級～3級
体幹機能障害	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変に よる運動機能障害	上肢機能 1級・2級 （一上肢のみの ものを除く）	同左
	移動機能 1級～6級	1級～3級 （3級のうち下肢 のみのものを除く）
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 又は直腸・小腸の機能障害	1級・3級	同左
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1級～3級	同左
肝臓機能障害	1級～3級	同左

※ 減免の対象となるかどうかの判定は、個別の障害の級により行います。障害が複数ある場合は、手帳の総合級だけでは判定できないので、対象となるかどうかはお問い合わせください。

- ② 知的障害者 療育手帳の障害の程度が「A」で、次の判定年月が未経過であること。
- ③ 精神障害者 障害等級が「1級」で、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定を受けていること。
- ④ 戦傷病者 戦傷病者手帳をお持ちの方は、お手数ですが、個別にお問い合わせください。

2. 減免申請手続き（自動車の変更をする場合や初めて減免を受ける場合の手続き）

（1）減免申請期限

① 新たに取得した自動車で減免を受ける場合

新たに取得した自動車の取得形態	減免を受けている自動車の処分状況（※1）	減免申請の対象（※2）			減免申請期限	減免申請窓口
		環境性能割	種別割	取得時の月割課税		
新規登録 〔新車 中古車〕	(該当車なし)	○	○	○	減免申請対象自動車の取得の登録の日から1か月以内（※3）	自動車登録の際に行う減免申請・自動車税環境性能割の減免申請 ▶ 備前県民局税務部 課税課自動車審査班
	抹消登録	○	○	○		軽自動車税環境性能割の減免申請 ▶ 備前県民局税務部 久米分室
	移転登録	○	×	(減免不可)		上記以外の減免申請 ▶ 住所地を管轄する県民局税務部課税課
	未処分	×	×	(減免不可)		(減免不可)
移転登録	(該当車なし)	○	— (課税対象外)	○		
	抹消登録	○	— (課税対象外)	○		
	移転登録	○	— (課税対象外)	○		
	未処分	×	— (課税対象外)	×		(減免不可)

※1 減免を受けている自動車がある場合は、減免申請の日までに処分（抹消登録又は移転登録）を完了している必要があります。（抹消登録等を証する書類の提出が必要です。）

減免申請自動車の新規登録の翌月に抹消登録をした場合、種別割については1か月分の月割額がかかります。

※2 自動車の取得価額が免税点以下である場合や非課税が適用される場合など、環境性能割がかからないことがあります。また、3月に自動車を取得した場合、種別割（取得時の月割課税）はかかりません。

このような場合でも、自動車の取得時に、種別割（翌年度の定期課税）についての減免申請をすることができます。

※3 例えば、10月5日に自動車登録をした場合、申請期限は11月5日となります。
なお、登録日から1か月後の日が土日、祝日、年末年始の場合は、翌開庁日となります。

② 以前から（4月1日現在）所有している自動車で減免を受ける場合

減免申請期間	減免申請の対象 (定期課税の種別割)		減免申請窓口
	申請年度分	翌年度分	
4月1日から納期限の日まで	○	○	住所地を管轄する県民局税務部課税課
上記以外の期間	×	○	

※ 納期限（5月末日）の直前は窓口が大変混み合いますので、余裕をもって申請してください。

(2) 減免申請書類等 (●は必須、○は備考欄を参照してください。)

※ 必要書類②③④記載の住所は、いずれも現住所となっている必要があります。

必要書類	運転される方	本人	生計同一者		備 考
			同居	別居	
① 減免申請書		●	●	●	用紙は、申請窓口にあります。
身体障害者手帳、療育手帳、					お持ちの手帳を全てご持参ください。
② 精神障害者保健福祉手帳又は 戦傷病者手帳（原本。写は不可）		●	●	●	精神障害者の方は、 <u>自立支援医療受給者証（精神通院）</u> も必要
③ 運転免許証（原本又は両面の写） ④ マイナ免許証のみの場合は下記※1参照		●	●	●	申請対象車を運転される方のもの
最新の自動車検査証記録事項（写） ④（令和4年12月以前の発行が最新の場合 は、自動車検査証（写））		●	●	●	自動車登録と同時申請では持参不要
⑤ 世帯全員の住民票 (続柄が記載された3か月以内のもの)	○	●	●	●	本人運転では、自動車の所有者が 生計同一者である場合のみ必要
⑥ 戸籍謄本等（障害者と自動車の所有者 又は運転者との関係がわかるもの）	○	○	○	○	障害者と自動車の所有者又は運転者 が別姓かつ別世帯の場合のみ必要
⑦ 生計同一の証明書 (3か月以内に証明されたもの)	○			●	本人運転では、自動車の所有者が別 居の場合に必要
⑧ 使用目的の証明書 (3か月以内に証明されたもの)			●	●	用紙は、申請窓口にあります。
⑨ 減免対象自動車の抹消登録を証する 書類又は名義変更後の自動車検査証 の記録事項がわかるもの	○	○	○	○	減免を受けている自動車がある場合 に必要
⑩ 障害者の利用等のための特別な構造 の内容及び金額を証する書類	○	○	○	○	環境性能割で、自動車の取得価額が 300万円を超える場合、減免額算定上、改造 費等の加算を申請する場合に必要

※1 マイナ免許証(免許情報が記録されたマイナンバーカード)のみをお持ちの場合には、「マイナポータル
又は免許証アプリで表示した免許情報を印刷した書類」もしくは「マイナポータル又は免許証アプリで表
示した免許情報画面の提示」が必要です(いずれも氏名等が表示されたもの)。

※2 この表において「同居」と「別居」は、障害者の方と自動車を運転される方との状況をいいます。

※3 身体障害者等のみで構成される世帯の方の減免申請書類等については、個別にお問い合わせください。

※4 運転免許証の条件等の欄に運転補助装置についての記載がある場合は、原則として現車確認を行います。

3. 減免額について

※ 減免上限額を超える税額は、納付が必要になります。

区 分	減 免 上 限 額
自動車税 環境性能割 軽自動車税 環境性能割	取得価額300万円 × 税率 ※障害のある方の運転又は利用のための特別な仕様や装備の費用は、 300万円に加算（上限額に上乗せ）
自動車税 種別割	グリーン化特例の適用に応じて、 (適用なし) 45,000円 (重課) 51,700円 (軽課) 11,500円 ※新規登録のときに課される種別割の場合は、これらの額の登録月 による月割額が上限となります。

※ 税額・減免額・納付額は、『グリーン化特例』の適用によって変わります。

※ 税額が減免上限額を超える方には、5月初め頃に納税通知書をお送りしますので、納税をお願いします。

4. 減免継続申請の手続き

減免申請により減免となった方には、毎年1月に翌年度の種別割の減免継続申請のご案内をお送りします。

引き続き減免の要件に該当し、減免の継続を希望される方は、所定の期限までに必要書類添付して申請書を提出してください。

5. 注意事項

- (1) 減免を受けることができる方は、軽自動車を含んで、障害者の方1人につき1台に限られます。すでに減免を受けている自動車等の抹消登録又は移転登録をしなければ、次に使用する自動車について減免申請をすることはできません。
- (2) 減免申請後、障害の種類及び程度、住所、氏名、自動車の使用状況など、申請時の内容に変更が生じた場合は、県民局税務部に必ず届出をしてください。
- (3) 岡山県外に転出した場合は、県外プレートに変更登録をしてください。転出先での減免の要件や手続きについては、転出先の都道府県へお尋ねください。
- (4) 減免対象自動車を手放す場合(他人への譲渡等)や、使用しない場合(故障、車検切れ等)には、運輸支局で名義変更又は抹消の登録をしてください。

★構造上身体障害者等の利用に供する自動車(福祉車両)に係る自動車税等の減免制度について

構造上身体障害者等の利用に供するための自動車(福祉車両)で一定の要件に該当する場合、申請により自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税環境性能割の減免を受けられる場合があります。詳しくは「構造上、身体障害者等の利用に供する自動車(福祉車両)に係る自動車税等の減免のしおり」をご覧ください。

減免申請窓口・お問い合わせ先

◎自動車登録の際に行う減免申請・自動車税環境性能割の減免申請の窓口

備前県民局税務部課税課自動車審査班 ☎ 086(286)8770 FAX 086(286)8777
〒701-1133 岡山市北区富吉5301-8 (岡山県自動車会館23番窓口)

◎軽自動車税環境性能割の減免申請の窓口

備前県民局税務部久米分室 ☎ 086(245)6200 FAX 086(245)6909
〒701-0144 岡山市北区久米178-3 (軽自動車検査協会岡山事務所内)

◎上記以外の減免申請の窓口

備前県民局税務部課税課 自動車課税班 ☎ 086(233)9844 FAX 086(224)2859
〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 (岡山県中小企業会館1F)
・管轄地域 岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町

備中県民局税務部課税課 自動車課税班 ☎ 086(434)7071 FAX 086(427)5344
〒710-8530 倉敷市羽島1083
・管轄地域 倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町

美作県民局税務部課税課 事業課税班 ☎ 0868(23)1272 FAX 0868(24)3445
〒708-8506 津山市山下53
・管轄地域 津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

- ※ お問い合わせの際は、お手元に手帳や自動車検査証の記録事項がわかるものをご用意ください。
- ※ 各県民局の地域事務所では減免申請を受け付けていませんので、ご了承ください。
- ※ 軽自動車税種別割の減免については、軽自動車の定置場の市町村にお問い合わせください。